

昭和30年法律第144号による改正後の戦傷病者戦没者遺族等

援護法による遺族年金  
弔慰金 裁定証明書

公務員 ( 氏 名 )

扶助料請求者

公務員との続柄

( 氏 名 )

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和30年法律144号）による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）第4条第2項ただし書の規定の適用により戦傷病者戦没者遺族等援護法第23条第1項第1号に規定する場合の遺族年金を給すべきものと決定して第34条第1項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して

( 証 書 記号 ) 第 号 ( 年 月 日付け )  
裁定通知書

遺族年金証書  
の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

記

公務員との続柄 ( 氏 名 )

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考

- 1 扶助料請求者が遺族年金又は弔慰金を受けたことがなく、扶助料請求者以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、遺族年金を受けた者がなく扶助料請求者以外の者が弔慰金を受けたときは、弔慰金の裁定について証明すること。
- 2 遺族年金又は弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。